

全国民生委員互助共励事業 中央共励事業 民児協活動振興事業

平成 23・24 年度 助成団体募集について

《趣 旨》

民生委員・児童委員は、住民の立場に立った地域福祉活動の担い手として、住民がそれぞれ地域で支えあい、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んでいます。

民生委員・児童委員の活動は個別支援活動に加えて、関係機関・団体等との協働や連携がより重要となってきています。特に、一人暮らし高齢者の孤立・孤独への対応、子育て家庭の支援、児童虐待の防止や子どもの安全を守るための連携やネットワークづくりなど、地域住民とともにすすめる活動が大切です。また、これまでの「災害時一人も見逃さない運動」の継続と、充実をめざし、災害時要援護者支援活動を展開していますが、本年3月に発生した東日本大震災や原発事故における状況等を踏まえ、改めて災害時における要援護者支援のあり方を考え、活動のさらなる推進をはかっていくことが求められています。

本事業は、市区町村民児協または単位民児協が、これらの取り組みを地域の関係機関・団体等と協働・連携して行う活動を振興するものです。

【助成対象者】

都道府県・指定都市社協もしくは同民児協、または都道府県・指定都市社協と同民児協による合議体（以下「都道府県・指定都市社協等」。）

【助成対象事業】

(1) 安心して住み続けることができる地域社会づくりへの貢献

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言に沿って、地域の関係機関・団体と連携、協力してすすめるまちづくり事業

〔例示〕

- ・一人暮らし高齢者や障がい者、子育て家庭等の孤立・孤独をなくすために地域住民とともに進める見守り・支援活動の具体的な展開
- ・児童虐待の防止や子育て家庭の支援等の取り組み
- ・生活困難家庭への地域支援のための取り組み

(2) 災害に備えた日常の取り組み

災害発生時に、援護を必要とする人々の速やかな安否確認・避難誘導や状況に応じた支援の取り組みができるよう、地域住民をはじめ関係機関・団体等と協働して、日頃から定期的、継続的に実施する事業。

（但し、すでに自主防災組織や関係機関・団体等との定期的な連絡会を持っている民児協であっても、これまでの活動に加えて新たな活動に取り組む民児協は助成の対象とする。）

〔例示〕

- 災害に備えるため地域の要援護者台帳やマップ等の作成に向けた新たな取り組み

- 災害時における要援護者の安否確認と支援のための取り組み
- 災害の種類や規模に応じた、要援護者等の避難方法の訓練等
- 災害時における要援護者的心のケア等、支援等の取り組み
- 災害時における地域の子どもを守る取り組み

【事業の実施期間】 2年間

【助成事業の実施体制】

- (1) 助成対象事業は、市区町村民児協もしくは単位民児協において実施する。
- (2) 助成対象となる県社協等は、助成対象事業の実施をとおして、管内の民児協の組織的な活動を振興するために、助成対象事業を共同して企画し実施する。
- (3) 助成対象事業を実施する市区町村民児協もしくは単位民児協の数に制限は設けない。
- (4) 市区町村民児協もしくは単位民児協は、住民にとって有用なものとなるよう事業を実施する。

【助成額・交付方法等】

助成金は県社協等へ交付する。なお、市区町村民児協もしくは単位民児協に必要な経費については、都道府県・指定都市社協等から交付する。

- (1) 助成額 1か所あたり 20万円×2年間
- (2) 助成か所数 10か所

【申請方法等】

都道府県・指定都市社協等は、選定した市区町村民児協もしくは単位民児協と協議して所定の様式により申請書を作成し、締切日までに全社協宛てに申請する。

申請は各都道府県・指定都市より1件とする。

※申請書様式は、互助共励ホームページ<<http://www2.shakyo.or.jp/gojokyourei/>>からダウンロード可能。

【対象経費】

「地方共励事業經理事務要領」に準じ、以下の支出は、本助成の対象としない。

- ア. 既に同様の事業を実施している場合、その事業の経費
- イ. 他団体が本来事業として実施する活動経費（他団体への全面経費助成・委託の禁止）
- ウ. 民児協職員（非常勤職員を含む）の人物費
- エ. 飲食費（委員会及びサロン等のお茶菓子代、弁当代を除く）
- オ. その他、本事業に直接関係ない経費

【事業報告】

事業終了後（年度ごと2回）所定の様式により、実施報告書および経理報告書を全社協宛てに提出する。

【申請締切日】 平成23年7月15日（金）（当日消印有効）

【審査および助成先決定】

申請書類に基づき、民児協活動振興事業専門委員会において助成先を決定し、平成23年8月中旬までに、全社協より申請者に対して助成決定の可否について通知する。

助成決定先は助成金の請求書とともに、所定の様式により、実施計画書を全社協に提出する。なお、助成金の送金については、すみやかに指定の銀行口座あてに送金する。

【問合せ先】 全国社会福祉協議会・民生部（担当：前川・伊藤）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL03-3581-6747 FAX03-3581-6748

E-mail : z-minsei@shakyo.or.jp

<http://www2.shakyo.or.jp/gojokyourei/>